

人間讃歌の健康教育をめざして（第4報）

— 地域に根ざした保健授業の実践 —

山本 万喜雄

はじめに

聖カタリナ大学で働き始めて6年が経過しつつある。この間本学の『研究紀要』には、「人間讃歌の健康教育を求めて」というテーマで、健康教育実践の自己形成史を振り返りながら、時代と格闘する自身の人間教師への探求過程を見つめてきた。その第1報は教育保健に関連した学会発表をまとめた「健康教育創造への模索」（2016）、第2報「地域に根ざした教育の活動」（2018）、第3報「地域に根ざした健康教育研究」（2019）を、この間2017年には、「健康教育研究—子どもの発達と向き合う教育実践」を執筆してきた。こうした一連の研究によって地域に根ざした健康教育研究・実践の自らの歩みを総括した。その実践報告は、長年交流のある研究者、先達や養護教諭の仕事を創ってきた多くの実践者に送り届け、その都度他者評価を受けてきた。そこで、人間讃歌シリーズの第4報では、本学における「衛生学・公衆衛生学、学校保健、保健体育科教育法Ⅱ、障害者の心理」の授業で、健康教育のにない手である若い世代に伝えた、いのちとくらしと生き方とを切り結んだ「権利としての健康教育論」の展開を中心に報告するものである。さらに今まで触れてこなかった老年期の健康学習と結びつけながら、老いに立ち向かうもう一つの自己形成史にもアプローチする。ここでいう「権利としての健康教育論」とは、世界人権宣言、世界保健機関（WHO）の健康憲章および日本国憲法を根拠に平和・人権・科学・文化に支えられた健康の科学的認識を育てる、人間肯定の健康教育の理論と実践を指す。

ところで、衛生学者として森鷗外研究で知られる丸山博によれば、若き医学士・森鷗外（森林太郎）は大日本帝国憲法が公布された1889（明治22）年のその日、次のように記しているという。「人民は政府に向かって、われらの健康を守れと要求する権理がある。政府は人民の健康を守る責任がある」と。鷗外は「権利」と書かないで、「権理」と書いたのは、利益の「利」ではなく「道理」の「理」を使えば、「権理とは、人間が人間らしく生きるための道理を押し通すこと」（丸山博）になると考えた。

また日野秀逸によると、現代の保健活動の方法上の特徴は「①科学性、②総合性、③地域性、④計画性、⑤民主性」ということだが、本稿ではこれらの観点と憲法の基本的人権とをつなぎながら、若者に映像文化を生かした健康認識を育てる実践について報告するものである。以下、第1章 いのちの尊厳と権利としての健康教育論の展開、第2章 健康学習と老いの生き方を考えるシニアカレッジ、第3章 地域に根ざした共育活動、に従って述べていく。

第1章 いのちの尊厳と権利としての健康教育論の展開

第一節 いのちの砦—「人間裁判」と沢内村の生命行政

1 生命をかけた生存権保障の闘い

「低所得の人の死亡率は、高所得の人のおよそ3倍」。これは、2016年9月に放送されたNHKスペシャル「私たちのこれから 健康格差」の取材班による単行本、『健康格差 あなたの寿命は社会が決める』の冒頭の言葉である。また「構造改革」政策による所得格差、非正規雇用の増大、子どもの貧困問題など「社会経済的要因による健康における不平等」（近藤克則）は、拡大するばかりである。こうした状況にもかかわらず、厚生労働省は生活保護削減計画を決めた。つまり、5年に1度の生活基準の見直しによって、食費や光熱費など日常生活費に充てる「生活扶助費」について受給額を最大5%削減し、3年かけて160億円減らす。その一方、2019年度の軍事費は5兆2574億円と過去最大になった。平和の中で人間らしく生きる権利を考える際、「人間裁判」といわれた朝日訴訟のことを抜きに論じることはできない。生命（life）、生存（live）、生活（living）は語源的にもいのちとくらしと生き方がつながっており、日野秀逸が指摘するように、憲法9条と13条、25条は幸福の条件である。

戦争という苦難の歴史的現実を背負って、1947年日本国憲法が誕生した。憲法25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、国民の生存権と国の責任が謳われている。しかし、憲法が人権としての社会保障になるためには、結核患者であった朝日茂の「人間裁判」など幾多の権利闘争が必要であった。貧乏とたたかい、結核とたたかい、最後は生活保護基準の見直しを求めて国と闘った朝日茂（1913-1964）。1957年8月、当時の生活保護基準では憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことはできない。つまり「憲法違反」だと主張したことから始まった。その裁判については、『人間裁判 朝日茂の手記』や井上英夫らの編著『社会保障リポリューション いのちの砦・社会保障裁判』が詳しい。ここでは簡潔にその経緯について触れておく。

朝日訴訟とは、岡山の国立療養所で療養中であった重症結核患者の朝日茂が、兄から送金され

てきた1500円の内、生活保護を受けているからという理由で国が900円を没収していることを不当として行政訴訟を起こしたものである。「生活扶助」の中の「日用品費」月額600円では満足な療養生活が送れず、厚生大臣にその是正を求めて裁判を起こした。当初この訴訟は、日本患者同盟本部を中心に、新井章など少数の若手弁護士と児島美都子などの研究者たちに支えられながらすすめられていた。この闘いは、1960年10月、第一審の東京地裁で画期的な勝利を収めた。しかし、1963年第二審の東京高裁で敗訴、最高裁へ上告。1964年2月14日、朝日茂死去。最高裁は原告の死を理由に裁判を打ち切った。生前朝日茂は、「権利は闘う者の手にある」と言っていたが、朝日訴訟がもたらした成果は新井章によると、「①具体的に生活基準を大幅に引き上げることができたこと、②生存権意識の普及など国民の権利意識の高揚、③社会保障要求の前進に資した貢献」があげられる。

そしていま、朝日訴訟から生存権裁判へ。その朝日訴訟を現代に活かす一つが、例えば生存権裁判を支える愛媛の会（鈴木静会長）の学習を大切に活動である。鈴木によれば、「朝日訴訟を現代に活かすとは、現代で最も深刻な問題に、当事者と支援者が主体的に立ち向かうことである。」として、「いのちのとりで裁判愛媛アクション」の名で40名の原告が、生活保護のあり方を巡って裁判で闘っている。こうした社会保障裁判は、憲法97条および12条の人権を保持し発展させるための「不断の努力」に他ならない。それぞれの現場で「闘わなければ社会は壊れる」のだ。

ところが、自民党憲法改正草案（2012）では、97条の「人類の多年にわたる自由獲得の成果」は全文削除されており、12条の「不断の努力」によってかちとられた「侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」を否定しているのである。

2 自分たちで生命を守った村— 岩手・沢内村の生命行政

岩手県の県境、奥羽山脈をはさんで秋田県に隣接するのが、日本一の健康村として知られた沢内村（現和賀郡西和賀町）である。1968年映画「自分たちで命を守った村」（片桐直樹監督）が記録したように、50年ほど前の沢内村は、いのちの格差に苦しんだ「豪雪・多病多死・貧困」の農村地域であった。この村を草の根民主主義によって医療・福祉の原点ともいえる地域に変革したのが、教育長から助役を経て1957年、村長に就任した深沢晟雄（1905－1965）であった。1963年には深沢の「生命行政」が評価され、保健文化賞を受賞した。その取り組みについては、岩手県国民健康保険団体連合会事務局長を務めた菊地武雄著『自分たちで生命を守った村』や、村民の生命を守る行政に尽力した深沢の生涯を描いたノンフィクション及川和男著『村長ありき』が詳しい。また『沢内村奮戦記』に収められている田邊順一が撮った写真に、表情が明るくなった沢内の老人たちの笑い顔が記録されている。これは外来自己負担無料の成果である。健康で長生きすることの尊さや誇りは、こうして村民の生活の中に定着していった。住民参加の組織づくり

たとえば、まず深沢が手をつけたのは、婦人会の組織づくりであった。生活改善運動に取り組んだ地区では、三「せい」という合言葉が生まれた。つまり、一人ひとりがせい、皆でせい、話合せてせい。これらの言葉は、自主性・民主性・共同性という観点の大切さを教えてくれる。

また村民の総力を統合することに力を注いだ深沢は、人間の尊厳の確立のために仕事をする際には、国に対して毅然たる態度で臨んだ。たとえば1960年12月、全国で初めて65歳以上の国保10割給付、窓口医療費の無料化を、さらに翌年の4月には対象を60歳に引き下げ、1歳未満の乳児も無料とした。1962年には全国で初めて乳児死亡率ゼロを達成した。一部にはこれを「国民健康保険法違反」という声もあったが、学生時代法学を学んだ深沢は「沢内村がこれをやらなければ住民が生活できないものを、これをやって裁判されるなら受けて立ちましょう。憲法に照らして、私は絶対に負けない」という信念を貫き通した。沢内村病院院長であった増田進によれば、深沢の遺稿集には次のような言葉が刻まれているという。

「生命の尊重されない政治や世相の縮図のように、私の村ほど露骨にこれを現したのものも少なからう。人命の格差は絶対に許せない。生命の商品化は断じて許せない。（中略）このことは感傷的なヒューマニズムでもないし、人権尊重という民主主義の題目唱和でもない。それは人道主義とか憲法とかの生ぬるい思念の問題ではなく、もっと切実な生々しい生命自身、人間自体の体質的な現実課題であると解するのに何の無理があろう。生命健康に関する限り、国家ないし自治体は格差なく、平等に全住民に対し責任を持つべきである。（中略）私は自分の政治理念を不動のものと考え、内にあつては村ぐるみの努力を惜しまず、更に外からの温かい理解と協力を信じながら、住民の生命を守るために私の命を懸けようと思う。」（1964年5月）。

この考えは、まさに人権としての社会保障である。深沢村長を先頭に、村当局、医療従事者、村民の協力によって、健康増進、予防、健診、治療、社会復帰といった包括的保健医療体制を整えていった。このような住民本位の保健・医療・福祉の統合については、増田進（元沢内村病院院長・健康管理課長）の『地域医療を始める人のために』や『森の診療所の終の医療』、あるいは座っているのではなく足で住民の健康管理をした実践や地域福祉実践は、高橋和子（保健師、村議）と高橋典成（沢内村社会福祉協議会職員）との共著『今と未来に生きる生命村長行政』が出版されており参考になる。

ただこれらの文献には、養護教諭の仕事は出てこない。岩手県には、たとえば岩見ヒサのように、戦前養護婦として、戦後は新制度の学校で養護教諭として働き、その後田野畑村の開拓保健婦として無医村の住民の生命を守り、生命をつなげる活動をした先駆者がいた。岩見の著『吾が住み処 ここより外になし』によると、1981年12月の県議会で、田野畑村の明石地区が原発建設の候補地になった時、原発の危険性が書かれた本、たとえば広瀬隆著『原子力発電とはなにか そのわかりやすい説明』（野草社）をむさぼり読み、議員をはじめこれと思う人に90冊送ったという。こうした女性パワーもあって岩手県には原子力発電所がない。大震災後の2013年、岩手県母

親大会の講師として久慈市を訪れた時に出会ったのが岩見の本であるが、これを読めば地域に根ざした保健活動のあり方が見えてくる。

第二節 健康を享受する権利と環境権確立のたたかい

1 用水路が運ぶ恵みと平和— アフガニスタンの「緑の大地計画」

1948年に採択された国連世界人権宣言の第1条において「すべての人間は、生まれながらに自由で、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神を持って互いに行動しなければならない。」と謳われている。また第25条には、「何人も、衣食住、医療および必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を享有する権利を有し、失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢または不可抗力によるその他の生活不能の喪失の場合に、保障を受ける権利を有する。」とある。そして1966年に国連総会において全会一致で採決された国際人権規約 経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約 A規約の12条「健康を享受する権利」には、次のように定められている。

「1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

- (a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策
- (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
- (c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧
- (d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出」

この国際規約は、日本政府も1978年に署名し、翌年批准した。ところで、国際レベルでのいのちの砦といえ、戦争で多くの犠牲者が出たアフガニスタンには、命の水路づくりを続ける日本人医師・中村哲（PMS〈平和医療団・日本〉総院長/ ペシャワール会現地代表）がいる。氏は1984年パキスタンのペシャワールに赴任し、ハンセン病の治療を出発点に、1986年からはアフガン難民の治療、診療所を拠点に巡回診療を進める一方、2000年以降は飲み水・農業用水の確保が急務となり、1600本の井戸、灌漑用の井戸13本を掘削。2002年春からはアフガン東部山村での長期的復興計画「緑の大地計画」を開始。中村は自らブルドーザーを駆使し水路づくりの土木工事の指揮までする医師で、現地の人々の篤い信頼と尊敬をかちえ、アフガン再建の道筋を示した人である。福岡出身の氏のパキスタンでの医療活動を支援するペシャワール会の会報(139号)によれば、干ばつによる飢餓が蔓延する中、福岡県朝倉市の山田堰をモデルにした、マルワリード用水路(全

長25.5Km)が完工したことを伝えている。荒野が通水で緑の畑に蘇った平野。住民自身の手で維持できる取水堰。この「緑の大地計画」の記録(2002~2015)のDVD「アフガニスタン用水路が運ぶ恵みと平和」を授業で観ると、学生たちから驚きの声上がる。この経過の中で、地域共同体の精神的な拠り所として「モスク、マドラサ(伝統的な附属教育機関)」を建設。その映像を観ながら中村哲のいのちある言葉、「ともかく、三度のご飯が食べられること、それと、家族が仲良く故郷で一緒に生活できること。この二つが叶えられれば、いろんな問題のほとんどは解決する。」や、「現地の人々の立場に立ち、現地の文化や価値観を尊重し、現地のために働く」ことがどんなに大切かを伝える。つまり、「現地30年の体験を通して言えることは、私たちが己の分限を知り、誠実である限り、天の恵みと人のまごころは信頼に足るということです。」、また「信頼は一朝にして築かれるものではない。利害を超え、忍耐を重ね、裏切られても裏切らない誠実さこそ、人々の心に触れる。それは、武力以上に強固な安全を提供してくれ、人々を動かすことができる。私たちにあって、平和とは理念ではなく現実の力なのだ」「自分がしたことその一端が、希望があるということが、若い人たちに伝わればいい。日本という国家におもねる気持ちはずいぶんありません」と。この学習を通して未来の健康教育のにない手である学生たちは、平和の中で生活し、ともに学び、人のために働くことの大事さを学んだ。

若者の行動といえば、阪神・淡路大震災の後、ネパールの小学校でボランティアの美術教師になった佐野由美の活動を描いたドキュメンタリー「With・・・若き女性美術作家の生涯」を観た女子学生の中に、カンボジアに短期ボランティアに行く者も出てきた。

2 環境権・健康権と住民の学習運動の展開

1964年、庄司光(京都大学・衛生工学)と宮本憲一(大阪市立大学・経済学)による名著『恐るべき公害』が出版された。この本は、戦後日本公害史において最初の学際的啓蒙書として評価されている。宮本は、全国の公害反対住民運動の理論的支柱である。氏は愛媛の長浜臨海工業開発計画の住民運動にも関心を示され、当時公害反対運動に関わっていた向井康雄(衛生学)とともに、私も長浜町(現大洲市長浜町)で講演を聴いたことがある。この新書を出版して50年後、氏は『戦後日本公害史』を刊行し、第106回日本学士院賞を受賞した。雑誌『世界』(2016年9月号)には、論文「戦後日本公害史の教訓」を執筆し、次のように指摘している。

「戦後公害史のもっとも重要な教訓は、憲法13条、25条に基づいて市民が基本的人権を守り、幸福追求権を主張して行動を起こし、第八章の地方自治の本旨に基づいて公害防止・環境保全を優先し、住民福祉を実現する革新自治体を作り、さらに三権分立によって司法の自立に期待し、公害裁判を起こし人格権や環境権という権利を主張して、勝利したことである。」

ここでは宮本も評価し住民の公害学習の源流として知られている、1964年の沼津・三島・清水地区の住民運動と高校生の鯉のぼり調査を取り上げる。1963年7月、静岡県は東駿河湾地域に石油

化学コンビナートによる建設計画を発表した。この石油基地建設計画に先立って通産省、厚生省（当時）は多くの学者を集め、2000万円の費用をかけて自衛隊機を飛ばし、風洞実験をするなどして日本最初の工業立地事前調査（アセスメント）を実施し、黒川調査団は「公害の恐れはない」という報告書を出した。一方、環境権を基軸にした環境教育論に境地を開いた藤岡貞彦と沼津で出会った福島達夫によると、「沼津・三島地区住民は、この計画について学習し調査し、1964年にその計画を挫折させた。その住民運動は“科学戦争”とよばれ、住民の科学と、政府・静岡県および進出企業の科学が対峙し、結局、住民の科学が勝利した。その住民が学んだ科学は、沼津工業高校の教師たちが行った手作りの地域に即した科学であった。」と総括している。その沼津工業高校の教師の一人、西岡昭夫は、論文「科学はだれのものか—沼津・三島石油コンビナート反対闘争における調査活動の対決点」を書き、その中に高校生による鯉のぼりによる気流分布図（1964.5.5）を掲載している。地域全域の気流観測を行うために鯉のぼりを使うことを思いついた西岡は、校長にも話して生徒の協力を求めその説明を聞いた300名の生徒たちは、5月上旬の10日間、朝6時から夜8時まで鯉のぼりの向きを調べる観測に参加し、東駿河湾一帯の気流分布図を作成。西岡によると、黒川調査団は「環境条件測定と気象条件と排ガス拡散の3つを目的とした調査が予定されている。その結論は工場立地容認であることは最初からわかっていた」という。工場を誘致しようとする企業側は発電所の排ガスについて、冬は北風で海上に流れ、亜硫酸ガスは大丈夫と宣伝していた。しかし、海岸の風が、冬季海から陸に向かうものが圧倒的に多いことは、誰よりも市民が知っていた。鯉のぼり調査という独創的な環境影響事前調査によって当局の主張を打ち破る大きな原動力になったのである。動き出した住民組織は、徹底した討論と調査活動、300回にわたる学習を重ねた地元の国立遺伝研究所の研究者と教師たちによって反対の意思を固めた。地域に根ざし、現地に立つことを求める環境問題は、教師を変えていった。地元の調査団は政府に討論会を申し入れ通産省で対決し、その結果、政府調査団の調査に欠陥があることが明らかになった。こうして住民たちは、ついに静岡県に企業誘致を断念させたのである。その後1970年「公害国会」と呼ばれる国会で環境14法を制定、1971年には環境庁が発足した。環境権は、こうした全国にわたる環境破壊の激化に伴った、市民の権利意識から生まれたものである。映画「ピリブ 未来への大逆転」の中で繰り返されたように、「法は天候には左右されないが、時代の空気には左右される」のだ。この時代の空気を変えるのは、「社会運動のアクティビストや先駆的なひとびとの実践」（上野千鶴子）であり、さらにいえば『声なき人々の戦後史』（鎌田慧）の闘いを忘れてはならない。しかし、保健体育教科書には環境基本法の名があっても、そこに運動論の記述はない。

ところで、「健康権」は生命権の下位観念で、憲法25条の生存権規定だけでなくむしろ13条の「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利」に依拠していると主張したのは唄孝一であった。唄によると、「健康が健康と意識されるにいたったのは、何よりも積極的な健康破壊が全般的に

かつ深刻に進行してきたことが大きく作用しているであろう。」と指摘されている。西三郎や井上英夫の見解では、「健康権」が提言されたのは1973年であるという。その根拠に挙げている雑誌『公衆衛生』は、1973年1月号に「健康権」を特集し、法学より唄孝一「『健康権』についての一試論」、下山瑛二「『健康権』の歴史」、小川政亮「『健康権』と社会保障」、医学より北野博一の「権利としての健康」、公衆衛生学より西三郎の「資料 健康に関する権利規定（連載1）世界人権宣言」の論文が執筆されている。なお、下山瑛二は1979年に、健康権研究の成果として『健康権と国の法的責任—薬品・食品行政を中心とする考察』を出版した。また井上英夫は1991年に論文「健康権と医療保障」を執筆している。

第三節 健康権・発達権・学習権・労働権保障と障害児者に学ぶ教育実践

1 子どもの健康と発達保障をめざす教育実践

「衛生学とは、文字どおり生命、生存、生活、生産を衛る学問である。生命、生存、生活、生産が危機にさらされ、ゆがめられている事実があれば、その事実を指摘し、原因を究明し、正常に復することを具体的な目的とする学問でなければならない。」「そこで、現状において、衛生学の専門性とは、人の生命権・生存権・生活権・労働安全権を侵害する一切の事象から人権を守る立場に立って、一つひとつの事象とそれらの関連性を明らかにすることである。」

このように衛生学を「生命や健康を衛る実践的学問」と定義し、考えつづけ、それを実行するように努めてきたのが、丸山博（1909—1996）である。丸山は、「事例・統計・歴史的把握の必要性を重視し、その意味を探求し実践に結びつけるために保健婦のサークル『土曜会』などに援助、協力を続けてきた」研究者でもある。1955年夏に西日本各地で起きた森永ひ素ミルク中毒事件。厚生省（当時）によると、「ひ素が混入していた粉ミルクを飲んだ乳児12031人が被害を受け、うち亡くなったのは130人」であった。しかし、被害児・家族らは専門家、行政によって「後遺症なし」と切り捨てられ、長年社会からも関心を向けられなくなっていた。大阪府立堺養護学校の養護教諭であった大塚睦子による一人の子どもの事実に対する丸山への相談がきっかけで、「砒素ミルク中毒事後調査の会」による調査研究が始まり、手弁当による訪問調査によって65例の後遺症が明らかにされ、その85%に健康被害があり、苦しんでいることがわかった。14年間にわたる被災児とその家族の事実は、やがて「14年目の訪問」というまとめとなり、1969年の第27回日本公衆衛生学会で報告した。食品公害の名において社会に明らかにされたこの報告は大きな反響を呼び、以後、調査、救済、責任問題が再燃した。学会における訪問調査の公表、丸山発言とそれに反論する権力的な医学者との激しいやり取りおよび裁判の様子は、後に大塚が小説「漁火」、「14年目の訪問（裁判）」などに発表しており、それを読むと会場の臨場感や訪問調査の困難さが伝わってくる。また大塚は養護教諭として、第8回全国養護教諭サークル協議会の夏季研究集会

(1978)で「森永ミルク中毒事件に学ぶ」を発表し、「次の世代に伝えたいプライバシーと人権の意味」(2001)で多くの養護教諭たちに自分たちの仕事の専門性を考えさせた。1973年には森永の事例の教材化に関心を持っていた大阪の養護教諭・佐竹と服部が、都立高校(定時制)における保健授業を参観に来てくれた。その後本学の授業では、世界に前例のないこの食品公害について社会の発達の系の典型事例としてNHKのETV特集「森永ヒ素ミルク中毒60年」(2016.7.23)を観て、被害者の厳しかった人生を学んでいる。この映像と講義によって学生たちは今まで考えたこともなかった歴史的な事実を知り、また生育史を捉えることの大切さ、そして子どもを守り育てる運動の大切さを学ぶことになる。これらの報告は既に、拙稿「健康教育研究—子どもの発達と向き合う教育実践」(2017)で公表している。

ところで、大塚は1959年、日本初の肢体不自由児の学校・大阪府立堺養護学校の養護教諭として赴任した。1992年までの35年間同じ学校で働き、子どもの健康保障・発達保障に取り組んだパイオニアである。氏は、森永ミルク中毒被害児との出会いによって、「障害はつくられる」ことを実感したという。子どもの事実と向き合い、一人ひとりのいつもの生理的状态、とりわけ微症状の変化を生活との関係で丁寧に記録し、子どもたちのいのち・健康を守り育てた。またてんかん発作の脳性まひ児をプールに入れる取り組みでは、五者協議会(校医、保護者、担任、プール担当教員、養護教諭)を組織し、子どもの学習権・発達権を保障する実践を創造した。人間の健康は、単に個人衛生のみにあるものではなく、広く社会とのかかわりの中で維持され、破壊されることを知った氏は、このいのちを守る仕事を通して養護教諭の役割を、「子ども自らが、将来自分の体の主人公になり、健康を獲得するための自律的行動を、自ら実践していける人間に育てること」と規定した。つまり養護教諭の仕事は、「憲法25条にうたわれる“健康の権利”と、26条の“教育を受ける権利”と、更に27条の“労働する権利”これらを保障するために、次代を背負う国民をいかに、作り上げていくか、25条と26条を統一させるための役割を果たすこと」という結論に至ったという。障害児学校の実践記録といえば、『仲間とともに育ちあう貝塚養護学校—寄宿舎のある病弱養護学校の実践記録』(2018)が出版された。著者の一人である湯浅恭正が指摘するように、教育実践とは、「実際に展開された取り組みの事実を指すだけでなく、各時代の状況に対峙する軸を示し、次の時代の行方を展望するための論理を突き出していく創造的な営み」である。

なお、生活の中で健康を捉える際、水俣病研究者・原田正純が33年にわたって継続観察した、三池炭鉱C0中毒患者と家族の「生活臨床記録」の方法は参考になる。

2 障害のある仲間の労働権保障と小児がんの子の人生を支えるサマーキャンプ

「教育とは何か」を100歳まで問い続けた教育研究者・大田堯(1918—2018)。『自撰集成』の中で目下の到達点は、「教育はアートであり、それは生命と生命とのひびき合いの過程の中でユ

ニクな実を結ぶもの、教育ならぬ共育の成果ではと思うようになった」また、「表現とは、直接人や物に触れる経験を通して、知性に加えて、センス、感性や想像力を含んで、自己を創ることそのものだ。それは自己の表現を通して、他者との関係をつくり、自分を知ることでもある。」と述べた。さらに「学習は生きてあること、生存権の一部だと考えることができる」。それは「文化的生存権と言い返してもいい」という大田は、選りながら発達する権利について語る時、「問いと答えとの間に教育の本質過程がある」と繰り返し主張し、「子ども一人ひとりの持ち味を引き出すための環境整備こそ国の責務」と訴えた。2011年に製作された大田の生き方、教育研究史を描いたドキュメンタリー「かすかな光へ」（森康行監督）のラストシーンは、埼玉・みぬま福祉会の「川口太陽の家」の仲間たちが、自分の持ち味を内面から表現し、その表現したものが社会的な価値を生み出し、世界的な価値で輝くという新しい労働観を映し出していた。みぬまの考える労働の定義とは、「①社会とつながる、②お金を稼ぐ、③仲間の発達につながる、それも表現活動を通して考える」というものである。表現することは生きることそのもの。この映画は、どんな重い障害のある人であろうと自分の好きな仕事で「自己表現活動を励ます」労働、人間らしい感性でひびき合う実践の大切さを私たちに伝えてくれた。

この映画に触発され、2015年3月、「川口太陽の家」（1984年開設）およびアトリエとギャラリーを併設した障害者福祉施設「工房集」（2002年オープン）を見学させてもらった。常々“最も手のかかる子をいとおしく思えるか”ということを発達支援者や親の試金石と考えてきた者にとっては、「みぬまは、一番困難な人を一番大事にする。それが成熟した社会ではないか」と語る人がいる福祉施設に人間讃歌の思想を感じたものである。そこには「疎外しない、無視しない、本人の主体性や意思が尊重される日常がいつもあること」を大切にしながら、出会った責任を果たすために障害の重い人たちの労働権保障や発達保障に取り組んでいる松本哲（みぬま総合施設長）がいた。氏によれば、一人ひとりには幸せになる権利を持っており、『その花が咲くとき』が必ずあると確信している。ただ傷ついた年月に応じて、「その人が落ち着くために早くて10年、長い人は15年、20年かかる」という。また働きかける際同じ言葉（例えば、自立、寄り添う）を使っても、「誰が、どういうタイミングで言うか」が大事であり、スタッフは困難や例外的な状況にある人を切り捨てないで、「できないこと」を通じて人間を知ろうとしてきた。「自立は権利」であると考えてきた松本は、仲間の姿から三層の自立論を提唱している。すなわち、第一階層は「自分で立つ」、第二階層は「自分らしく立つ」、第三階層は「自分たちで立つ」というものである。障害のある人と向き合う時、「できないこと」を探すのではなく、「できること」「好きなこと」を見つけ、そのことを評価しながら向き合うと、仲間たちの「自分らしさ」が育つ。「自分たちで立つ」とは、たとえば以前は暴れてしまっていて予防接種もとてもできなかったが、今は他の仲間や職員と一緒にあればできるようになる。このように自立を、社会的関係性の中で捉えるのである。表現と向き合うことは、支援のまなざしを育むことであった。憲法27条には労働

権、また障害者権利条約の27条には労働と雇用の権利が謳われているといっても、旭川市にある小規模作業所で働くレッシュ・ナイハン症候群の隼人（23）のように、「週に3日の作業で工賃はわずか月額800円ほど」という現実がある。しかし隼人にとって仕事は、山浦幸喜（生活支援員）によれば「社会に参加していることを実感し、仲間や職員、地域の人との関わりのなかで他者から必要とされる機会であり、いきいきと自分らしく生きる居場所なのだ」という。こうしてともに働き・暮らし・地域を創る仲間たちはみな、地域の歴史に支えられていき、未来へと歴史を紡いでいく。ここで取り上げた「川口太陽の家」のヒューマンな実践は、福祉現場における労働権保障の未来を照らし、「共育はアート」（大田堯）そのものであった。

一方、社会には病気を抱えて生きる人々とその家族がいる。ヒューマンドキュメンタリー「風のかたち」（伊勢真一監督）は、小児がんのために、大自然の中で豊かな時間を過ごすキャンプの様子を写した作品である。1988年からスタートした小児がんの子どもたちと仲間たちとの10年。寝食をともにするこのサマーキャンプでは、きちんと自分の病気を知らされて、病気とたたかっている子どもたちが自然の中で楽しく遊び、同じ病気をもち克服した仲間たちと語り合い、治った後の生活の質まで考えて将来の夢につなげるという人生を励ます秀作である。もちろんこのイベントの実施は、医師や看護師をはじめ、たくさんのボランティアの協力で行われてきた。「不治の病」だった小児がんは現在、「7、8割は治すことができる病気」になったことを映画で学んだ。小児がんの治療を自らのライフワークとする小児科医・細谷亮太は、「つらいことや悲しいことがあったら、それととことん向き合ってみることも大事。その荒波を通り過ぎると、自分の中に今まで感じたことがない、ポジティブな感情が生まれているのに気づくはず」、「死んじゃいけない人だから、大丈夫。生きようよ」と励ます。また「ひとりの子どもをひとりの人間としてどこまで大切にできるかが、ほんとうが一番大切なことだ」と語る細谷の生き方に触れて、「生きる勇気をももらった」とか、社会福祉実習の際に「たくさんの利用者と話し、自分の人生に役立てたい」と書いていた。しかし、沖縄からきて学んでいる学生の一人は、これらとは質の違った感想文を書いており、私を驚かせた。

「6年前、私は2コ上の姉を小児ガンで亡くしました。彼女は『類上皮肉腫』という200万人に1人の確率でしかない病名を告げられ、がんとたたかってきた。ビデオにも出た聖路加国際病院は、姉も一度入院し、治療を行った病院でもありました。とてもなつかしいです。ガンは治る方向にあるけど、私の姉はガンで亡くなりました。私はとても複雑な思いです。

今私は、病気の子どものきょうだいを支援する活動を行っている先生のサポートをしています。病気の子どものきょうだいにも目を向ける活動です。山本先生にも一度、その活動がどういうものか、DVDがあるので見てもらいたいです。藤村真弓先生が行っている支援です。」

早速このDVD「拡がる病児のきょうだい支援」（小島康史監督）を購入し、この活動を15年続けてきて、かつて聖路加国際病院・小児科で働いてきたこともある藤村真弓に手紙を書き、映像で

登場する愛媛県愛南町のありんこくらぶや愛媛大学医学部の活動も初めて知ったという感想など、授業の様子を伝えた。いま「病児・障害児のきょうだい・家族支援」がどれほど大切か問われる時代に、支えるものが支えられるという言葉通り、悲しみを乗り越えて到達した家族の涙と笑み。大熊由紀子によれば、「支える人が誇りと喜びをもって働き、支えられる人の誇りが守られる時、日本の社会保障制度は質と継続性を保つことができる」という。幸福感で心があたたかくなり生きる意欲が湧き、ここでも映像文化の力を再認識したものである。

第2章 健康学習と老いの生き方を考えるシニアカレッジ

第一節 「健康自己責任」論への抗い

21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」（第1次、2000～2012）をスタートさせた日本は、2002年に「健康増進法」を制定し、その第2条には「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない」とあり、この健康政策で健康の個人責任・自己責任を強調する傾向を強めた。国は、国民の生存権を保障する責任があるのに、第3条には知識の普及や健康増進の人材養成など国の責務は「調整役」になっている。また厚生行政が、かつての「成人病」を、“生活習慣病”と言い換えたのは1997年であった。しかし、この考え方には重大な限界がある。WHOが2005年に「健康の社会的要因に関する委員会」を設置したことでもわかるように、健康は個人的要因以上に、社会での環境や労働・生活条件に大きく左右されている。服部真によれば、「死因の国際比較から日本ではメタボ対策より自殺（自死）対策が重要であること、またその原因が社会的要因であること、不健康習慣の原因には労働要因（長時間労働、不規則勤務、雇用格差、職場ストレス）があり、社会的対策が重要である」と指摘されている。つまり社会を変えれば健康が改善する。日本は第二次世界大戦後、完全雇用と社会保障により社会を安定させ、乳児死亡率や平均余命を劇的に改善させた実績がある。健康で豊かな健康づくりと、人権としての医療・福祉を充実させ病気にならない社会、病気になっても安心できる地域社会づくりが求められる。また川嶋みどり（看護学）が指摘するように、「人びとのいのちと暮らしを守るためにも、平和のもとでの社会保障を充実させる」ことが重要になる。つまり、国民の健康づくりには主体の努力だけでなく、健康社会づくりの担い手を育てる主権者教育が必要であり、権利としての健康教育論の必然性がここにある。

第二節 まつやまシニアカレッジにおける実践― いまが人生のとき

本学では2008年から「まつやまシニアカレッジ」を松山市社会福祉協議会と共催してきたが、私は2014年から毎年講師として参加してきた。2019年度も第1回目の講師を務めた。今年の受講者

は61～87歳までの50名（うち男性12、女性38）。この講座のリピーターは31名であった。

「私たちは崖っぷち人生。こうしてシニアカレッジに参加し活動できることは健康である証です。健康にとってあてにされることがどんなに大事か！感謝いたします。2019年度のオープニングは、生きがいと健康づくりがテーマです。ともに学ぶよろこびを満喫しましょう。」（講座概要）。2001年にWHOが発表した国際生活機能分類（ICF）モデルによれば、生活機能とは生きることの全体を表し、「心身機能・構造」、「活動」、「参加」は生活機能の3つのレベルを示す。また生きがいとは、「あてにされること×その期待に応えること」ととらえ、働くことによって健康になることを、生活リズム、考える、喜ばれる、はたの人が楽になるという観点からアプローチした。

講座ではまず、健康認識を育てる3つの原則を確認した。

第一に、原則的には、からだ・健康は自らの生活の実践で作り上げるものである。それ故、健康を生成するにあたっては日々の生活の積み重ねが大事になってくる。日常の生活がどんなものであるか。五快一快食、快眠、快便、快動（働）、快笑一は、健康のバロメーター。微症状の変化の発見には、いつもの様子、それも良好な状態を知っておくことは大切であり、関心を持つことは、愛である。

第二に、とはいっても原発震災でわかるように、からだや健康は自らの努力だけでは守り育てることはできない。健康・安全は主体と環境の相互作用であり、また上述したように、健康で文化的な人間らしい生活を享有することは基本的権利である。この健康の権利性といのちの連帯性の観点が欠如すれば、自己努力の限界に気づくことなく、健康・疾病の自己責任論に陥ってしまう。

第三に、保健というものは人間の生き方の一環である。それ故、何をどれだけ否定して生きるかという価値観が問われることもある。社会には多様な価値観があるが、いのちの尊厳を守るということは普遍的な価値である。

こうした原則を抑えた上で、健康生成論の新しい知見にもアプローチする。強制収容所における極限状況の体験は社会的不健康の最たるものであるが、健康社会学者アロン・アントノフスキー（1923－1994）は強制収容所から生還したユダヤ人女性の3割が、心的外傷を引き起こすような体験をしたにもかかわらず健康を維持していることに着目し、健康と健康破綻（病気）は連続していて常に変化していること、健康生成論とその中核概念SOC（Sense of Coherence）と呼ばれる「首尾一貫感覚」が健康を保ち増進させることを見つけた。SOCとは、「その人に浸みわたった、ダイナミックではあるが持続する確信の感覚によって表現される世界（生活世界）規模の志向性のことである。それは、第1に、自分の内外で生じる環境刺激は、秩序づけられた、予測と説明が可能なものであるという確信、第2に、その刺激がもたらす要求に対応するための資源はいつでも得られるという確信、第3に、そうした要求は挑戦であり、心身を投入しかかわるに値するという

確信から成る。」と定義されている。さらにアントノフスキーは、汎抵抗資源を「一貫性、結果の形成への参加、過少負荷と過大負荷のバランスによって特徴づけられる」一連の人生経験をもたらす現象と定義した。

もちろん講義に際して、この定義をそのまま語ったわけではない。汎抵抗資源には社会経済的地位や経済状態、人やソーシャルネットワーク、制度や社会サービスなど、緊張の緩和に役立つあらゆるものが含まれること、過去にこだわり将来の不安に悩むのではなく、いまを充実して生きる体験に集中して「一貫性、参加、バランス」をもって対応できるようにすることは、緊張を緩和し健康にも通じることなどを語った。また生涯発達心理学の成果からは、高齢者を上手に支える3原則、すなわち①知的有能さ（昔取った杵柄、その人の持ち味）を生かす、②愛情のネットワークを広げる—多様な人々との交流、③自己選択やマイ・ペースの生活の許容、を伝えた。と同時に、『デンマーク、スウェーデンで見た在宅福祉』の中からノーマリゼーションの3原則—①自己決定の尊重、②継続性の重視、③残存能力の活用、そして公的サポートのある安心感のある暮らしの必要性を述べた。

第三節 老いの生き方を考える—「痴呆性老人の世界」に触発されて

社会の中で「老年期」を迎えた人々はこれからどう生きるか。シニアカレッジの受講者に尋ねると、懸念の一つが認知症のこと。そこで想起したのが、1986年に観た記録映画「痴呆性老人の世界」（羽田澄子監督）であった。（ちなみに厚生労働省が「痴呆症」を「認知症」と呼ぶようになったのは2004年から）。長谷川和夫（神経精神科医）が指摘したように、この映画は「美しい映像を通して問題の特異性と緊迫性とをみごとに伝えることに成功し」ており、監督によれば、約15時間分のフィルムから1時間24分に編集されたこのドキュメンタリーをひとことで言えば、「痴呆性老人の欠けていく知能に目を奪われず、最後まで残っている心の働きを見つめて介護する大切さを訴えている」作品である。つまり、この老人たちは知的には退行しても人間的感情を残していること。それ故、介護においては「老人のペース」で、「説得よりも納得」が大事なことを私たちに伝えてくれた。例えば、18歳だと思っているヨシさん（80歳）は看護師さんに「お風呂に入ろう」と誘われても、「いま生理で入れない」と訴えている。でもその時「みんなが済んで入ろう、ね」と言われると納得。羽田自身の言葉を借りると、「説得とはこちらの論理に相手を従わせることだが、納得とは、相手がまさに納得できる論理で行動すること」。おだやかに、おっとりとして、本人が納得できる言葉かけの重要性を学んだシーンであった。

もう一つの印象的なシーンは、男と女のふるまいの違い。総じて女性の方が、男性よりもイキイキしていることであった。高齢の女性たちはすぐに楽しくおしゃべりしたり手を使って作業するが、男性たちはバラバラで互いに孤立しているように思えた。多くの男性は、かつての自分の社会的地位の意識が強く残っているのであろうか、それにふさわしい態度で接しないと納得しな

い人が多いようである。仕事一筋の生活を支えていた知的能力の部分が脱落してしまうと、何もすることができない。映画を観ながら、人間の尊厳を持って生きること、また日常の家庭生活のあり方や地域におけるつながりの大切さを考えさせられたものである。なお、田中孝彦（教育思想・臨床教育学）は教育学の立場から、「痴呆性老人の世界」および「安心して老いるために」の作品分析とともに、子ども論とつなぎながら老年期研究に論及している。

その後羽田澄子監督は、「安心して老いるために」（1990）、住民が選択した町の福祉」（1997）、「あの鷹巣町のその後」（2005）、そして「終わりよければすべてよし」（2006）を撮り、日本の福祉の悪戦苦闘ぶりと北欧の老人福祉のあるべき姿から社会全体の緊急課題である終末期医療まで問題提起し続けている。知人との永別から一人称の死についても考えることが求められる白秋から玄冬の季節、映像を観、文学作品を読んで、想像力と批判力を鍛えながら、老いの生き方をともに考えることを確認して1回目の講座を終えた。

第3章 地域に根ざした共育活動

第一節 農村健康問題懇談会（農健懇）の学習活動

農村健康問題懇談会、通称「農健懇」は500回の例会を重ねてきたが、一応ピリオドを打った。振り返れば第1回は1967年11月、そして第500回は2013年4月、約半世紀にわたり松山市にあって現代の井戸端会議のような一隅を照らす小さな集いを続けてきた。農健懇の草創期の記録としては、地域福祉論の稲葉峯雄（1923－2008）の著『草の根に生きる－愛媛の農村からの報告』（岩波新書、1973）がある。当時、農健懇は60回を数えていた。ところで、農健懇とは何か、地域で輝く持続する志の根源は何か。稲葉は、農健懇の第300回記念特集号『草の根』の中で次の5点を挙げている。（山本による要約加筆）

第一に、会名に由来する目的と内容に原点にあったものは、「農村の健康から学ぶ」ということである。農村が健康であれば社会全体が健康であるという視点を一貫した懇談のテーマにした。もちろん農村の健康を守る運動にも積極的に参加した。

第二は、農村、健康の概念をより広くとらえて、地域、ふるさと、都市、人間、生活、いのち、文化といった意味に置き換えて、話し合い、考えあってきた。

第三は、会の性格。明文化された目的、規約のない中で、一回一回の参加者と懇談内容が次回の内容を決める。特に参加者の「近況報告、一人一言、私は語る」が、より具体的に実践し、性格づけている。

第四は、草の根に生きる人々（庶民生活者）の自由な集まり。職種、地域、専門性、性別、年齢を問わない人間としての集いで、農家の主婦、農協職員、保健師、医師、看護師、福祉施人間

設職員・ケアマネ、大学教師、医療生協職員、農業、相談員、主婦など参加。

第五は、運営。任期なしの世話人は、稲葉峯雄、高須賀忠篤（農協・農業）、大野千恵子（保健師）の3人委員会体制であるが、参加者が納入する会費の300円は、主に会場費（石のぬくもり老人の家）と切手代に充てる。

2002年3月、第400回の例会に参加した山本は、その日の様子を拙稿にまとめているのでその一部を紹介したい。

「なにげない近況報告。伝えたい図書紹介。したたかな問題提起。誰の隣に誰が座っているか。輪の中で、この定型を守りながら、さりげなく人生案内をしてくれるのが農村健康問題懇談会である。そのぬくもりのある居場所には、いのちとくらしと生き方とを切り結び、地域に根ざして地道な活動を続ける人々がいる。弱きものと分かち合いながら共感能力を磨き、愛に感動に知性にあふれる例会。①近況報告と自己紹介、②図書紹介、③主論という変わらぬ内容構成で3時間にわたる語り合いが続く。

この日の図書紹介は、富永泰行（愛媛医療生協）が福祉国家と基本法研究会編『新たな福祉国家を展望する—社会保障基本法・社会保障憲章の提言』（旬報社刊）を取り上げ、主論は、鈴木静（愛媛大学・社会保障法）による「住み続ける権利の保障をめざして—ハンセン病隔離政策、津波、原発事故そしてノルウェー研究をふまえて」というレクチャーであった。今回は、山本が稲葉光洋（埼玉の小学校教師、峯雄の子息）の新刊『ひとりで かまん』（文芸社刊）の紹介と共育論を語ることになっている。（後略）」

この事例でわかるように、地域に根ざした健康教育創造の背景には異業種交流の学習活動があり、大田堯の「いのちと学びの言葉」の世界がいつも存在した。自分が知らなかった世界や事態、思考に出会うことは面白いし、学びの持続は力になった。農健懇で学んだ学習スタイルは、既に報告したまじめな会やゆとろぎ会の運営に生かされている。

第二節 スペシャルオリンピックス日本・愛媛の活動

スペシャルオリンピックス（SO）とは、知的障害のある人たち（アスリート）に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通して提供している国際的な組織である。SOの意義や歴史は、遠藤雅子著『スペシャルオリンピックス』（集英社新書）が詳しいが、1962年アメリカで始まった。SOが提供する継続的なスポーツ活動は、アスリートたちの健康や体力増進、スキルの向上を促進するだけでなく、多くの人々との交流は彼（彼女）らの社会性を育む。アスリート、ファミリー、コーチ、そしてボランティアが一緒になって参加し、こうした活動を支えている。

2015年春から現在まで立川百恵前理事長の後任として、特定非営利活動法人（NPO）スペシャルオリンピックス日本・愛媛で活動をしてきた。愛媛では、陸上競技、水泳、バトミントン、

ボウリングというスポーツを、松山・東温、今治、西条、新居浜の各ブランチが取り組んでおり、その活動は年4回発行する機関紙「オレンジスピリット」8ページにわたって報告している。事務局スタッフが内容を編集し、機関紙のカラー印刷はボランティア企業の協力で行っている。理事長の仕事は、毎月開催している運営委員会及び理事会を招集しSOの円滑な運営に努めるとともに、SOデー、ユニファイドスポーツ、トーチランなど様々な企画に参画することであり、活動の様子は機関紙の巻頭言で報告する。例えば、2017年のSOデーは、ヘルシー・アスリート・プログラム（HAP）を実施した（20号）。HAPとは、アスリートが競技会で実力を発揮できるように健康診断を実施し、健康を守り育て、生活の質の向上をめざすプログラムのことである。この日は、身長・体重・血圧・歯科・視力・聴力・フット（足）、栄養指導、そして運動指導が行われた。5人の歯科医師をはじめボランティア参加のスタッフには感謝。アスリートは足元から測定を生かし、からだ・健康を見つめ、スポーツ権を享受してほしいと願っている。

第三節 地域に生きる 仲間とともに

退職後をどう生きるか。愛媛県退職教職員連絡協議会の機関誌『湧水』（全27号）には、それぞれの人生の軌跡が綴られており、仲間とつなぎながら活動するその生き方から健康長寿の秘訣を学ぶことが多い。退教協の会員の中には、その時々自分の文章を「私家版」の冊子にまとめ、家族の中などで人生の歩みを共有する者もいる。憲法・教育基本法（1947）とともに生きてきた私も、長年地域に根ざして主権者として語り、仲間とつながり、労働・仕事・活動に関わってきた。それが、①本学教職員の職場教研のような月1回の「自主勉強会」、②本をとおして人生を学ぶ月例の「朗読の会」というサークルや松山市民劇場における隔月の演劇鑑賞活動、③自発的行為としての安保法制（戦争法）の廃止を求める愛媛の会の市民活動などにつながる。2019年9月の朗読の会では、カナダの刑務所読書会に一年間ボランティアとして参加した記録「プリズン・ブック・クラブ」を取り上げ、朗読仲間と読書の楽しみを交流した。つまり、地域に根ざす共育とは、かつて地域社会史論（篠崎勝）が明らかにしたように「ここに生き 住み 働き 学び たたかっ て ここを変える」ものであり、権力に抗う地域住民はしたたかである。

おわりに— もう一つのピリオド

本稿では、個人的経験が狭さと偏りを持っていることを自覚しつつ憲法を根拠に、実践・運動の側に立って大学における授業実践と地域に根ざした共育活動を報告した。その総括作業を通して3つの確認と課題が明らかになった。

第一は、「権利としての健康教育論」の3つの源泉とその限界である。私にとって3つの源泉と

は、①憲法と教育に関して唐津秀雄、向井康雄、篠崎勝、汲田克夫、野尻與市、②衛生学・公衆衛生学・精神神経学の成果に関して丸山博、中川米造、野村拓、日野秀逸、原田正純、③地域に根ざした健康教育実践に関して正木健雄、大塚睦子、全国養護教諭サークル協議会の養護教諭集団の研究成果などに負うところが多かった。ただ、医療・福祉など他分野から十分に学ぶことができなかつたことは残された課題である。

第二は、映像の力の確認と教材としての吟味である。健康で文化的な人間らしく生きる権利を伝えるためには知的認識と感情の教育の両輪が必要で、とりわけ教師には文化を食べる日々が不可欠である。それ故、月に2, 3回は映画館で映画を観るように心がけてきた。例えば2019年春から秋にかけては、「ビリーブ」・「RGB」、「12か月の未来図」、「記者たち 衝撃と畏怖の真実」、「新聞記者」、「誰がために憲法はある」、「あの日のオルガン」、「星に語りて」、「風をつかまえた少年」など、アメリカの現役最高裁判事、ルース・ギンズバーグの性差別との闘い、フランスの教育実践、権力を監視するアメリカと日本のジャーナリスト、日本国憲法、戦時下の疎開保育、震災と障害のある人の支援、マラウイの貧困と教育の力がテーマの社会的な話題作を観て、感想を語り合ってきた。このように人間理解を深める教育実践には、仲間との交流、教材研究の時間や文化費が必要である。しかし貧寒たる政治は文化環境を厳しい状況に追い込んでおり、変革が求められる。

第三は、研究を支えてくれた人々への感謝と今後の課題である。この1年、参考文献を読み返すことが多かったが、個人の手元にない文献の検索には図書館スタッフの援助があった。例えば、健康権を調べるために1973年1月号の『公衆衛生』誌の検索を依頼すると、他大学の図書館からその文献のコピーを取り寄せてもらったり、職員や近くの教員には、パソコンの操作協力を頼むとささいなことでもすぐに対応してもらった。健康に生きる権利の保障という健康教育の仕事には、汲田克夫・小松寿子編『国民のための健康教育 I—生命・健康・発達への権利を』（鳩の森書房、1971）から、最近では上野山小百合・大津紀子編『子どもが動き出す授業づくり』や石田かづ子著『静かだったら、学校と同じじゃん』まで多くの先行研究や実践がある。紙幅の関係で論及できなかった東日本大震災3・11後をどう生きるかはいのちとくらしの分断をつなぎ直す課題であるが、その希望は、学び、つながり、かかわりで自ら変わることの中にあると考える。

以上、健康教育における自己形成史の断章を聖カタリナ大学『研究紀要』の研究ノートにまとめることができた。教育研究50年、一つのピリオドを打つにあたって大学だけでなく地域において、この未熟者を支えていただいた皆様に感謝の意を表するものである。

追記

アフガニスタンで献身的な医療活動、農業支援を続けてきた中村哲医師（1946－2019）。2019年12月4日、現地で死亡した。国際貢献とは何かということをも身をもって体現された氏に、哀悼の意を表するものである。

参考・引用文献

- ・山本万喜雄、人間讃歌の健康教育をめざして、聖カタリナ大学研究紀要 第28号、2016、（第2報）第30号、2018、（第3報）第31号、2019、
- ・山本万喜雄、健康教育研究—子ども発達と向き合う教育実践、聖カタリナ大学研究紀要、第29号、2017
- ・堀尾輝久、人権としての教育、岩波現代文庫、2019
- ・丸山博、森鷗外と衛生学、勁草書房、1984
- ・丸山博、あけびの門から—21世紀への遺言書、せせらぎ出版、38頁、1997
- ・日野秀逸、保健活動の歩み—人間・社会・健康、医学書院、211－216頁、1995
- ・NHKスペシャル取材班、健康格差—あなたの寿命は社会が決める、講談社現代新書、3頁、2017
- ・近藤克則、健康格差社会—何が心と健康を蝕むのか、医学書院、2頁、2005
- ・日野秀逸、「私らしく生きる自由」と憲法・社会保障、新日本出版社、2017
- ・右藤俊郎、小説 朝日茂、新日本出版社、1988
- ・朝日訴訟記念事業実行委員会編、人間裁判 朝日茂の手記、大月書店、2004
- ・井上英夫編著、社会保障レボリューション いのちの砦・社会保障裁判、高菅出版、2017
- ・鈴木静、朝日訴訟を現代に活かす、生存権裁判を支援する全国連絡会編、朝日訴訟から生存権裁判へ、あけび書房、75－76頁、2014
- ・今野晴貴・藤田孝典編、闘わなければ社会は壊れる、岩波書店、2019
- ・自民党憲法改正草案、2012
- ・井上英夫、健康権の発展と課題、民医連医療、第459号、6－12頁、2010年11月号
- ・竹内章郎・吉崎祥司、社会権—人権を実現するもの、大月書店、2017
- ・立岩真也・尾藤廣喜・岡本厚、生存権—いまを生きるあなたに、同成社
- ・矢嶋里絵他編、人権としての社会保障 人間の尊厳と住み続ける権利、法律文化社、2013
- ・井上英夫、患者の言い分と健康権、新日本出版社、42頁、2009
- ・井上英夫、住み続ける権利 貧困・震災を超えて、新日本出版社、2012
- ・宮本憲一、公衆衛生の復権と地方自治、住民と自治・臨時増刊、自治体研究社、1－24頁、1963

- ・菊地武雄、自分たちで生命を守った村、岩波新書、1968
- ・及川和男、村長ありき、新潮社、1984
- ・及川和男、生命村長 深沢晟雄物語、童心社、1985
- ・太田祖電、田邊順一他、沢内村奮戦記 住民の生命を守る村、あけび書房、1983
- ・増田進、地域医療を始める人のために、医学書院、1989
- ・増田進、森の診療所の終の医療、講談社、22-23頁、2009
- ・高橋典成・高橋和子、今と未来に生きる生命尊重行政、日本機関紙出版センター、2019
- ・岩見ヒサ、吾が住み処ここより外になし、萌文社、2010
- ・河合隆平、発達保障の道 歴史をつなぐ・社会をつくる、全障研出版部、2018
- ・棟居徳子、国際社会における健康権保障の現状と日本の課題、民医連医療、第459号、13-18頁、2010年11月号
- ・中村哲、悲願の山田堰モデル完成へ、ペシヤワール会報、第139号、2-5頁、2019. 4.
- ・中村哲、天、共に在り アフガニスタン30年の闘い、NHK出版、5頁、2013
- ・中村哲・澤地久枝、人は愛するに足り、真心は信ずるに足る—アフガンとの約束、岩波書店、222頁、2010
- ・中村哲、医は国境を越えて、石風社、1999
- ・中村哲、アフガニスタンの診療所から、筑摩書房、1993
- ・庄司光・宮本憲一、恐るべき公害、岩波新書、1964
- ・宮本憲一、戦後日本公害史、岩波書店、2014
- ・宮本憲一、戦後日本公害史の教訓、世界、886号、岩波書店、128頁、2016年9月号
- ・向井康雄、長浜臨海工業開発計画、美しい瀬戸内をまもれ—リポート愛媛の住民運動の歩み、愛媛新聞社、57-104頁、2000
- ・福島達夫、社会教育学から環境教育学へ—沼津からそして沼津への30年、藤岡貞彦編〈環境と開発〉の教育学 同時代社、70-83頁、1998
- ・西岡昭夫、科学はだれのものか、国民教育研究所編、全書・国民教育 第6巻 公害と教育明治 図書 185-205頁、1970
- ・鎌田慧、声なき人々の戦後史（上下）、藤原書店、2017
- ・西三郎、医療の発展と変貌、唄孝一編、医療と法と倫理、岩波書店、2-56頁、1983
- ・下山瑛二、健康権と国の法的責任—薬品・食品行政を中心とする考察、岩波書店、1979
- ・公衆衛生 37巻1号、医学書院、1973
- ・井上英夫、健康権と医療保障、朝倉新太郎他編、講座・日本の保健・医療 第2巻 現代日本の医療保障、労働旬報社、75-127頁、1991
- ・丸山博、丸山博著作集 第3巻 食生活の基本を問う、農山漁村文化協会、140頁、1990

- ・大塚睦子、障害児とともに—30年学ぶ、せせらぎ出版、1992
- ・大塚睦子、障害児に学ぶ教育の原点—養護教諭35年の実践から、農文協、1994
- ・大塚睦子、漁火、日本民主主義文学会、民主文学、507号、89—108頁、2003.11、14年目の訪問（裁判）、日本民主主義文学同盟神戸支部、文学こうべ、6号、45—65頁、2002
- ・大塚睦子、森永ミルク中毒事件に学ぶ、第8回全養サ研究集会レポート集、45—47頁、1978
- ・大塚睦子、次の世代に伝えたいプライバシーと人権の意味、保健室、93号、農文協、2001
- ・森永ミルク中毒事後調査の会編、復刻版 14年目の訪問—森永ひ素ミルク中毒追跡調査の記録、せせらぎ出版、1988
- ・大塚睦子、森永ミルク中毒追跡調査に学んで、保健婦雑誌、30巻9、10号、医学書院、1974・松尾禮子、泣いた赤ん坊に学ぶ、篠崎次男編、21世紀に語りつぐ社会保障運動、あけび書房、2006・佐竹純子・服部好永、山本万喜雄氏の授業（森永ヒ素ミルク中毒事件）を参観して、および授業資料、健康教育若手研究会、わかつて、創刊号、9—19頁、1973
- ・数見隆生、命を愛しむ養護教諭の仕事、本の泉社、96—105頁、2018
- ・猪狩恵美子・楠凡之・湯浅恭正・貝塚養護学校の実践を考える会、仲間とともに育ちあう貝塚養護学校、クリエイツかもがわ、235頁、2018
- ・森弘太・原田正純、三池炭鉱 1963年炭塵爆発を追う、NHK出版、1999
- ・大田堯、大田堯自撰集成（全4巻・補巻）、藤原書店、2013—2017
- ・大田堯・山本昌知、ひとなる—ちがう・かかわる・かわる、藤原書店、2016
- ・大田堯、かすかな光へと歩む 生きることと学ぶこと、一ツ橋書房、17頁、2011
- ・みぬま福祉会、みぬまのちから—ねがいと困難を宝に、全障研出版部、2014
- ・石黒和枝・おひさまの会、たんぽぽのうたがきこえる、サンパティク・カフェ、2010
- ・問いかけるアート編集委員会、問いかけるアート—工房集の挑戦、さわらび舎、2017
- ・松本哲、その花が咲くとき—障害者施設「川口太陽の家」の仲間たち、サンパティク・カフェ、2017
- ・松本哲、自分らしく暮らしを築く、寄宿舎教育研究会、障害児の生活教育研究、24号、2—30、2019
- ・藤井克徳、えほん障害者権利条約、汐文社、2015
- ・山浦幸喜、北の大地の仲間たち—2019、全障研、みんなのねがい、636号、12頁、2019.4
- ・細谷亮太、川の見える病院から—がんとたたかう子どもたちと、岩崎書店、1995
- ・細谷亮太、今、伝えたい「いのちの言葉」、佼成出版社、2009
- ・細谷亮太、生きようよ 死んじゃいけない人だから、岩崎書店、2010
- ・細谷亮太・伊勢真一、大丈夫。—小児科医・細谷亮太のコトバ、いせフィルム、2011
- ・早瀬圭一、小児科医を貫く—細谷亮太、聖路加病院で働くということ、岩波書店、2014

- ・大熊由紀子、誇り・味方・居場所—私の社会保障論、ライフサポート社、182頁、2016
- ・篠崎次男、「構造改革」と健康増進法、萌文社、2003
- ・篠崎次男、「健康自己責任」論と公衆衛生行政の課題、自治体研究社、2006
- ・服部真、働く人のほんとうの健康法、学習の友社、2018
- ・近藤克則、健康格差社会への処方箋、医学書院、2017
- ・医療・福祉問題研究会、医療・福祉と人権 地域からの発信、旬報社、2018
- ・川嶋みどり、親愛なるナイチンゲール様 あなたが弱きものと共にあったように、合同出版、175頁、2019
- ・上田敏、ICFの理解と活用、萌文社、2005
- ・アーロン・アントノフスキー、山崎喜比古・吉井清子監訳、健康の謎を解く—ストレス対処と健康保持のメカニズム、有信堂、23頁、2001
- ・高橋恵子・波多野誼余夫、生涯発達の心理学、岩波新書、182—189頁、1990
- ・E. H. エリクソン・J. M. エリクソン・H. Q. キヴニック、老年期、みすず書房、1990
- ・小川政亮他、デンマーク・スウェーデンで見た在宅福祉、萌文社、1992
- ・長谷川和夫・羽田澄子、高齢化社会の健康問題 ころの老化をめぐって、岩波ブックレット、1984
- ・羽田澄子、映画「痴呆性老人の世界」をつくって、老いの発見第2巻、岩波書店、1986
- ・羽田澄子、安心して老いるために、岩波書店、1992
- ・羽田澄子、映画と私、晶文社、2002
- ・田中孝彦、痴呆性老人の世界をみつめて—羽田澄子さんに聞く、田中孝彦他著、友情・恋愛・人間愛、大月書店、153—171頁、1987
- ・田中孝彦、今、子ども論と老年期論を結びつけて深める、前衛、973号、201—216頁、2019.4
- ・稲葉峯雄、草の根に生きる—愛媛の農村からの報告、岩波新書、1973
- ・稲葉峯雄、稲葉峯雄の遺したもの、創風社出版、2010
- ・稲葉光洋、教育へ—亡き父への返信、創風社出版、2013
- ・稲葉光洋、ひとりで かまん、文芸社、2012
- ・山本万喜雄、地域の中で輝く、持続する志、子どものしあわせ、738号、草土文化、2012, 8
- ・田中孝彦編、大田堯 いのちと学びの言葉、かもがわ出版、2019
- ・高草木光一編、思想としての「医学概論」—いま「いのち」とどう向き合うか、岩波書店、2013
- ・徳永進、高草木光一編、「いのち」の現場でとまどう、岩波書店、2019
- ・遠藤雅子、スペシャルオリンピックス、集英社新書、2004
- ・愛媛県退職教職員連絡協議会、湧水（全27号）、1983—2019
- ・アン・ウォームズリー、向井和美訳、プリズン・ブック・クラブ、紀伊國屋書店、2016

- ・篠崎勝著作選集（全2巻）、近代史文庫、2001
- ・石田雄、誰もが人間らしく生きられる世界をめざして、唯学書房、2010
- ・宍戸健夫、戦時下24時間保育の苦闘、保育の森 子育ての歴史を訪ねて、あゆみ出版、1994
- ・五十嵐佳子、小説 あの日のオルガン、朝日新聞出版、2019
- ・望月衣塑子、新聞記者、角川新書、2017
- ・汲田克夫・小松寿子編、国民のための健康教育 I —生命・健康・発達への権利を、鳩の森書房、1971
- ・上野山小百合・大津紀子編、子どもが動き出す授業づくり、いかだ社、2017
- ・石田かつ子・増山均、静かだったら、学校と同じじゃん—学童クラブの窓から、新日本出版社、2019
- ・福島県立高等学校教職員組合女性部編、福島から伝えたいこと（全3集）、2012、2013、2015
- ・大門正克編、「生存」の歴史と復興の現在—3.11 分断をつなぎ直す、大月書店、2019

参考映像

- ・片桐直樹監督、自分たちで命を守った村、独立企画、1968
- ・ミミ・レダー監督、ビリーブ 未来への大逆転、GAGA、2018
- ・コーエン監督・ウェスト監督、R B G 最強の85歳、ファインフィルムズ、2018
- ・ペシャワール会、アフガニスタン用水路が運ぶ恵みと平和、日本電波ニュース社、2016
- ・榛葉健監督、With・・・若き女性美術作家の生涯、プランニング21、2000
- ・NHK ETV 特集、森永ヒ素ミルク中毒60年、2016. 7. 23
- ・森康行監督、かすかな光へ、ひとなるグループ、2011
- ・伊勢真一監督、風のかたち、いせフィルム、1-9巻、1999-2008
- ・伊勢真一監督、大丈夫。—小児科医・細谷亮太のコトバ、いせフィルム、2011
- ・藤村真弓監修、小島康史監督、拡がる病児のきょうだい支援、秀行企画、2014
- ・羽田澄子監督、痴呆性老人の世界、岩波映画製作所、1986
- ・羽田澄子監督、安心して老いるために、自由工房、1990
- ・羽田澄子監督、住民が選択した町の福祉、自由工房、1997
- ・羽田澄子監督、終わりよければすべてよし、自由工房、2006
- ・藤井道人監督、河村光庸制作、新聞記者、フィルムパートナーズ、2019
- ・平松恵美子監督、あの日のオルガン、ブースタープロジェクト、2018
- ・松本動監督、星に語りて、きょうされん、ターゲット、2019

・キウエテル・イジョフォー監督、風をつかまえた少年、ロングライド、2019

Quest for Humanity-Based Health Education (IV)

— Community-Based Health Instruction of Educational Practices —